

アンケート結果のポイント

- 1 平成18年1月14日から2月26日までの期間、全国20歳以上の男女の中から無作為に選ばれた8300人を対象としてアンケート調査を行った。有効回答数は5172（62.3%）である。裁判員制度への参加に関する国民の参加意欲、参加の障害となる事由、参加可能日数等について実情を把握する上で極めて有益なデータが提供されていると考える。
- 2 この調査では回答者の6割がなお、裁判員として「参加したくない」又は「あまり参加したくない」と回答している。しかし、「参加したくない」又は「あまり参加したくない」と回答している者であっても、参加可能な連続審理期間の質問に対し、その全員が「一日も参加できない」と回答しているわけではなく、特定の審理期間を挙げて参加可能と回答している。例えば、「あまり参加したくない」と回答した者の約6割が「3日以内」「4～5日」といった審理期間の短い裁判には参加可能と回答している。

国民に裁判員として現実に協力してもらえるかどうかは、単に「参加したい」「参加したくない」といった意欲の点だけではなく、参加の障害となる様々な社会的条件によって大きく影響を受けるものと考えられる。今回のアンケート調査は、こうした障害事由を概括的に把握していくことを試みたものである。
- 3 この調査において、裁判員として参加するにあたっての障害事由の筆頭に挙げられているのが「日程調整が大変」という回答であり、「心理的に不安」との回答を上回る結果となった。これまでの各種の調査では、いずれも「人を裁く自信がない」とか「不安である」といった心理的要因が最も大きな障害となっていたが、この調査ではじめて客観的な障害が筆頭となった。その理由を推測すると、裁判員法成立後1年半を経過し、各種の広報活動等を通じて徐々に制度の理解が進んできたのではないかと思われるうえ、今回の調査においては、事前に制度に関する詳しい資料を読んでもらった上で回答を求める方式をとったため、「裁くことへのおそれ」といった心理的な不安よ

りも「日程調整」という現実的な問題がクローズアップされたのではないかと考えられる。今後「心理的不安」の内容をさらに明らかにし、その解消に努めるとともに、社会生活上の現実的な障害事由の解消・軽減に向けた制度の検討と広報活動を進めていく必要がある。

- 4 この調査によって、国民が裁判員として参加するにあたって、それぞれの職業や社会生活上の立場が障害事由として大きな関わりをもつことが明らかとなった。例えば、回答の4割近くを占めるサラリーマンは、全体の中でも参加意欲は高いが、参加日数には制約があり、その理由としては、「長い間仕事を代わりの者に任せることができない」が約6割を占めている。したがって、こうした障害事由を解消し、あるいは軽減することができればより多数の参加が期待できるようになると考えられる。また、全体の約1割5分を占める専業主婦は、その4割以上が、「育児・介護をしなければならない家族がいる」を障害事由と回答しており、この点がこのグループの参加意欲を低める要因となっていることが窺われる。

今後は、こうした社会的実態を踏まえ、「経営者の理解を深める」「介護施設や育児施設を利用しやすくする」といった基盤の整備や、手続の見直しなどを進めることにより、国民の裁判員としての参加の一層の促進を図っていく必要がある。

- 5 一方、今回の調査では、審理期間3日以内の事件については、回答者の過半数から参加可能という回答を得たものの、審理期間にある程度長期を要する事件においていかに国民の参加を促進するかという課題が明らかとなった。裁判員裁判の手続検討を一層進めてできる限り審理の充実・迅速化を図ることはもとよりであるが、この種の事件については、視点を変えた対応の必要性についても検討する必要がある。

回答者の約3割が裁判員裁判に参加することが困難な特定の月が予め決まっていると回答している点、また、回答者が5日の予定を入れる場合にその約5割が1か月半前以内に予定の調整を始めるといった点は、今後、できる限り裁判員制度の設計又は運用に反映させていきたい。

1 裁判員としての参加意欲（資料1）

回答結果の内訳（比率）は、「参加したい」及び「参加しても良い」と回答した者の合計が27.6%、「参加したくない」及び「あまり参加したくない」と回答した者の合計が61.6%である。

内閣府裁判員世論調査では、「参加したい（参加したい及び参加しても良い）」とする者が25.6%、「参加したくない（参加したくない及びあまり参加したくない）」と回答した者の合計が70.0%であったので、本調査では「参加したくない」と回答する者がより少なくなったという特徴があるものの、依然として6割を超える回答者が裁判員に参加したくないと回答している。

2 参加意欲別にみた参加可能日数（資料2）

「参加したくない」又は「あまり参加したくない」と回答する者のすべてが「一日も参加できない」と回答しているわけではない。特に、「あまり参加したくない」と回答する者の約6割は、「3日以内」「4～5日」といった特定の審理期間について参加可能と回答している。

3 裁判員として参加する場合の障害事由（資料3）

回答結果の内訳（比率）は、「裁判所に行くまでの移動が大変である」が26.4%、「裁判所に数日間行くための日程調整が大変である」が65.3%、「金銭上の負担が生じる」が23.7%、「心理的に不安である」が53.4%、「自分の健康や体調が心配である」が21.0%、「家族の健康や体調が心配である」が12.5%、「その他」が7.9%、「特にない」が4.8%、「わからない」が1.5%である。内閣府裁判員世論調査では、心理的要因が最も多いのに対し、本調査では、日程調整が理由としてより多いという特徴がある。

4 回答者の属性別にみた環境整備の必要性（資料4-1, 4-2）

国民（サラリーマン）が裁判員として参加しやすくするために実施すべき環境整備に対する要望として、全体では、経営者・幹部の理解（66.8%）が最も多く、ついで有給休暇化（56.9%）、経済補償（59.0%）、日程の都合考慮（45.4%）が続いている。日程調整よりも広報啓発や新たな制度化ニーズが大きいことが判明した。

国民（介護者・養育者）が裁判員として参加しやすくするために実施すべき環境

整備に対する要望としては、介護施設や育児施設の利用可能（69.2%）が最も多く、次いでこうした施設を利用した場合の経済的な補償（66.5%）、制度周知（41.6%）、日程の都合考慮（40.7%）が続いている。

5 裁判員の参加促進に向けたきめ細やかな施策（資料5-1, 5-2, 6）

回答者全体の中のどのようなグループがどのような参加に関する障害を有するかについて、例えば、全体の37.4%を占めるサラリーマンは、全体の中でも参加意欲は高いが、参加日数には制約があり、その理由としては、「長い間仕事を代わりの者に任せることができない」が約60%を占めている。したがって、こうした障害事由を取り除くよう働きかけることによって、より多数の参加の促進が期待できるようになると考えられる。また、全体の14.4%を占める専業主婦は、その44.7%が、「育児・介護をしなければならない家族がいる」を障害事由と回答しており、この点がこのグループの参加意欲を低める要因となっていることがうかがわれる（資料5-1, 5-2）。

今回のアンケート調査の結果に基づき、国民の間において現在の障害及び参加に関する潜在的可能性について全体の傾向に比べてより顕著な特色の見られたグループを析出することができるが、こうしたグループの持つ特色は、資料6に挙げられたとおりである。こうした各グループに対しては、同資料に参加拡大策の例として掲げられているような可能な限りグループの特性を踏まえたきめ細やかな対応が望まれる。

6 裁判に参加できる日数

(1) 全体の構成（資料7）

回答結果の内訳（比率）は、「1日も参加できない」が29.1%、「3日以内」が38.9%、「4日～5日」が7.8%、「6日～10日」が1.6%、「11日以上」が3.5%、「わからない」が19.1%である。

審理期間が長くなればなるほど参加可能人数は減少し、5日を超えるとその数は激減する。6日以上的事件について参加可能と回答した者は全体の5.1%にとどまっている。このことは、審理期間が長くなればなるほど裁判員の確保は難しくなり、特に6日以上的事件については裁判員の確保が相当困難であることを示している。

(2) 参加可能日数別・回答者の属性の内訳 (資料8-1, 8-2, 8-3)

職業別にみた裁判への最大連続日数の分布を絶対値でグラフ化すると資料8-1のとおりである。

参加可能日数別に回答者の属性の変化を見ると、「3日以内」「5日以内」「5日超」と審理期間が長くなるにつれて、お勤め（経営管理者・社員・職員など）が44.9%→29.7%、お勤め（パート・アルバイト）が14.8%→9.1%、自営・自由業が15.0%→9.9%と有職者層が減少し、無職層が9.9%→33.1%と増加する（資料8-2）。

これを年齢別にみると、30代が19.6%→12.9%、40代が19.6%→12.9%、と減少し、60代が17.4%→28.1%、70代が6.6%→14.8%と増加する（資料8-3）。

(3) 参加可能日数別にみた参加意欲 (資料9)

参加可能日数と参加意欲との相関関係をみると、参加可能日数が高ければ高いほど参加意欲が高い。「一日も参加できない」と回答した者のうち、「参加したくない」又は「あまり参加したくない」と回答した者は全体の84.6%に上るのに対し、5日超参加可能と回答した者のうち、「参加したい」又は「参加してもよい」と回答する者は69.9%に上っている。そうすると、5日超参加可能と回答する者は、全体の5.1%と少数にとどまり、かつ、社会的立場も一定のグループが厚くなる傾向があるものの、参加意欲は非常に高いということがいえる。

7 特定月の繁忙と障害事由

(1) 総論 (資料10-1, 10-2)

国民生活上、裁判員裁判に参加することが困難な特定の日が予め決まっている者はほぼ3人に1人である。それらの者において、参加できないことがあらかじめ決まっている日としては、12月が最も多く、3月、4月、8月がこれに次いで多い。この理由として、どの日も仕事がおおむね8割以上を占める。

(2) 回答者の属性等からみた特定月の繁忙と障害要因 (資料11-1, 11-2)

これを回答者の属性等から分析した場合、特に属性による違いがあらわれるのが、職業別及び職種別である。

8 日程調整に関する国民の要望

(1) 国民の参加を拡大する日程調整（資料12-1, 12-2）

裁判日数が4～5日の場合、完全連日開廷では全体の12.9%が参加可能と回答するのみであったが、休廷日を入れて4～5日を開廷とした場合、この人数は全体の32.4%と、2.5倍拡大する。

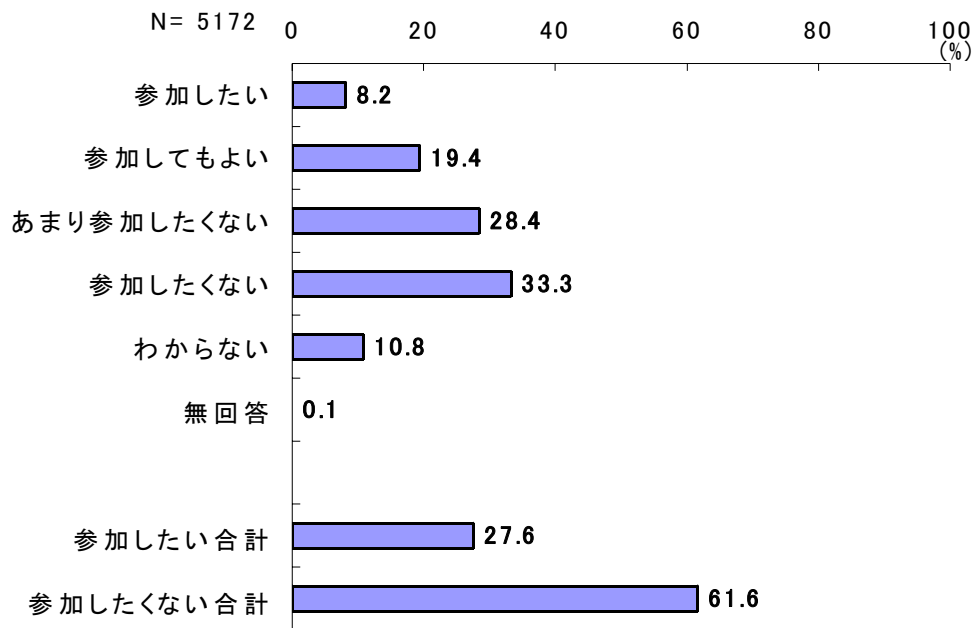
また、裁判日数が6～10日の場合、完全連日開廷では全体の5.1%が参加可能と回答するのみであったが、休廷日を入れて6～10日を開廷とした場合、この人数は全体の18.6%と、3.6倍拡大する。

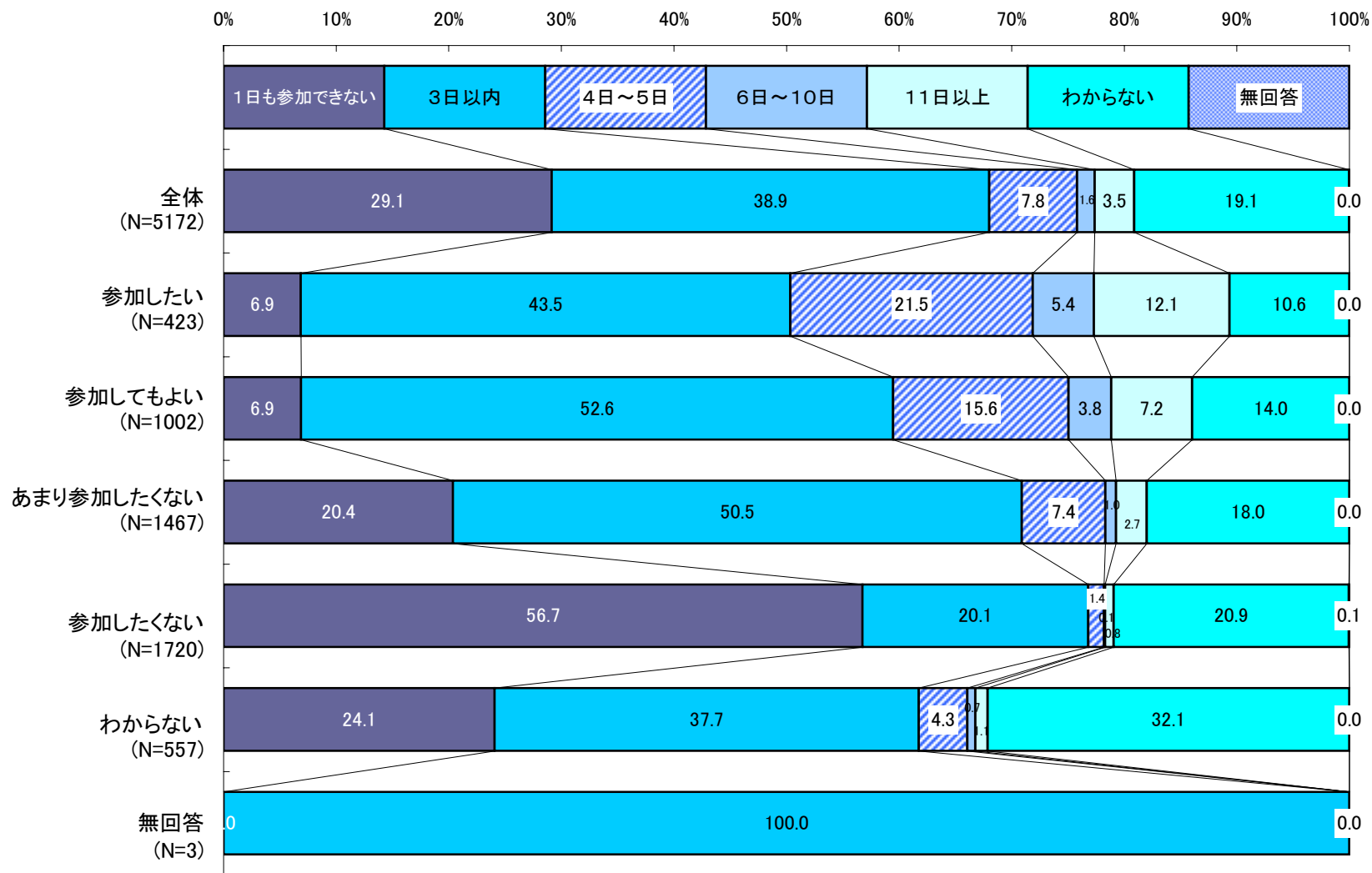
ある程度長期の審理を必要とする事件については、その審理期日は完全連日開廷とするのではなく、適宜休廷日を入れる方が多くの国民が参加しやすくなるということが判明した。

(2) 事前調整のタイミング（資料13-1, 13-2）

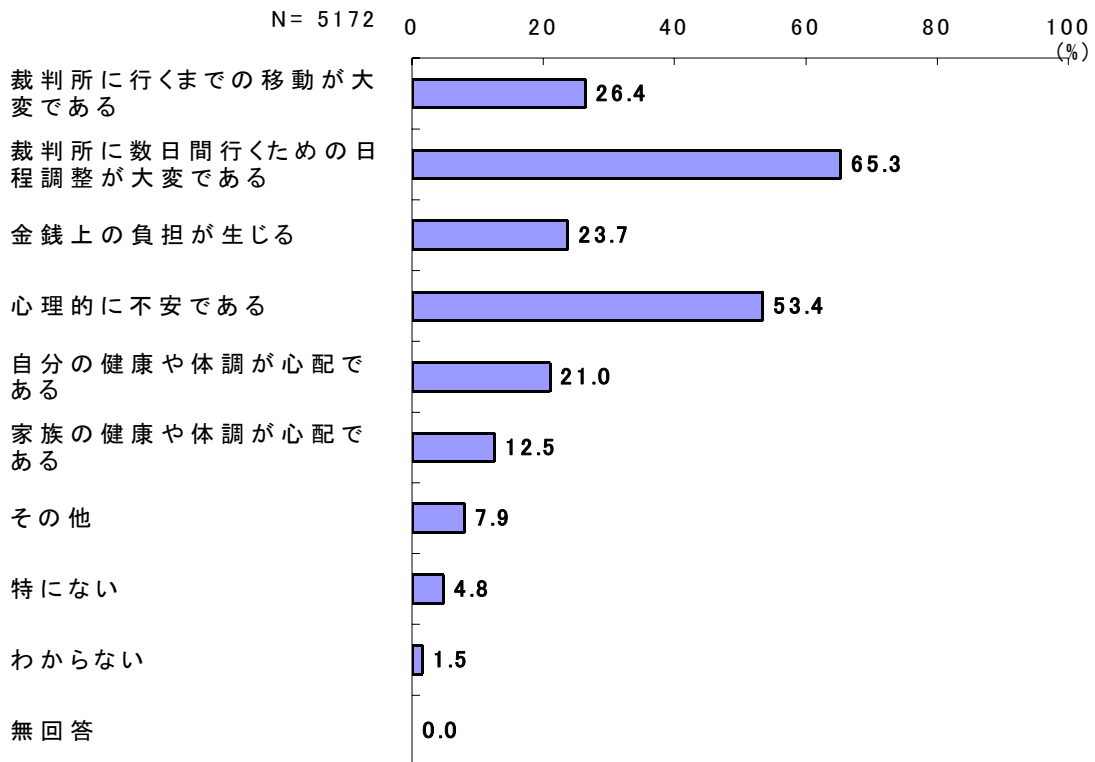
アンケート結果によると、5日の予定については回答者の47.0%が1か月半以内に、10日の予定については48.4%が2か月前以内に予定の調整をはじめることが判明した。この調査結果は、裁判員候補者に対し、裁判員選任手続期日について、どの程度余裕をもって連絡したらよいかを判断するうえで参考となる。

資料1 裁判員としての参加意欲(SA)

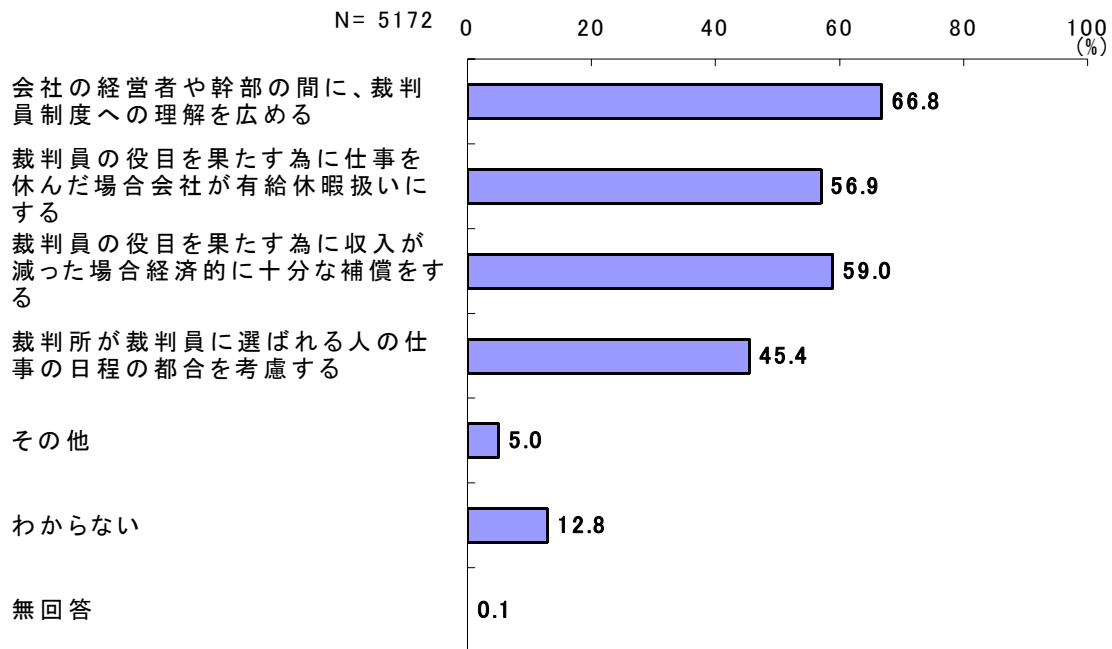




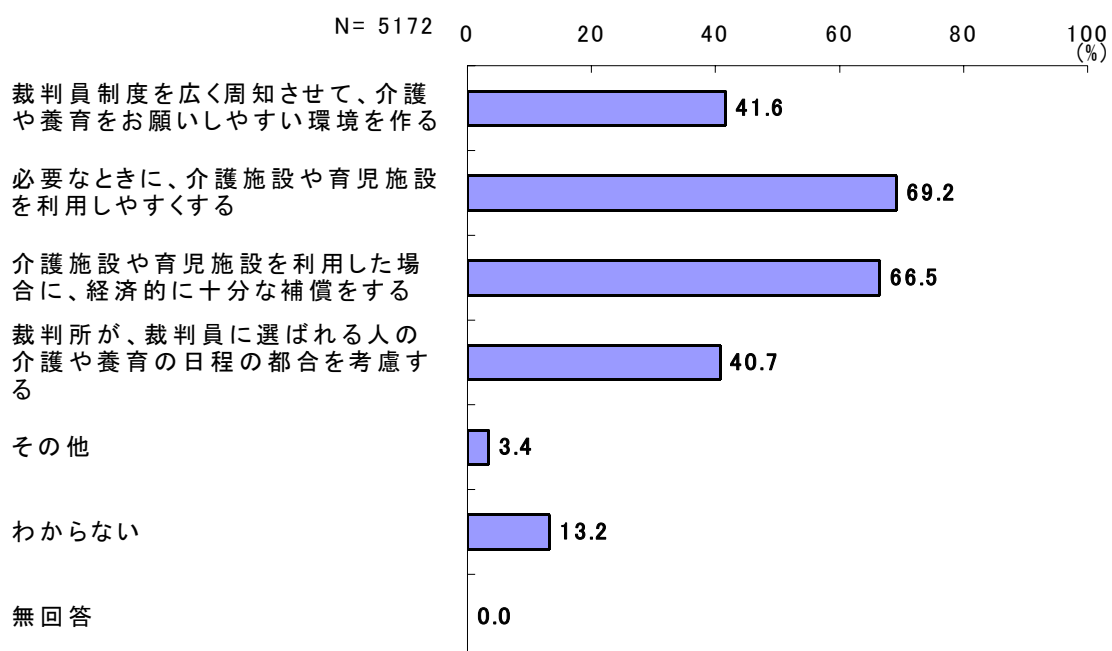
資料3 裁判員として参加する場合の障害事由(多岐選択の場合)(MA)



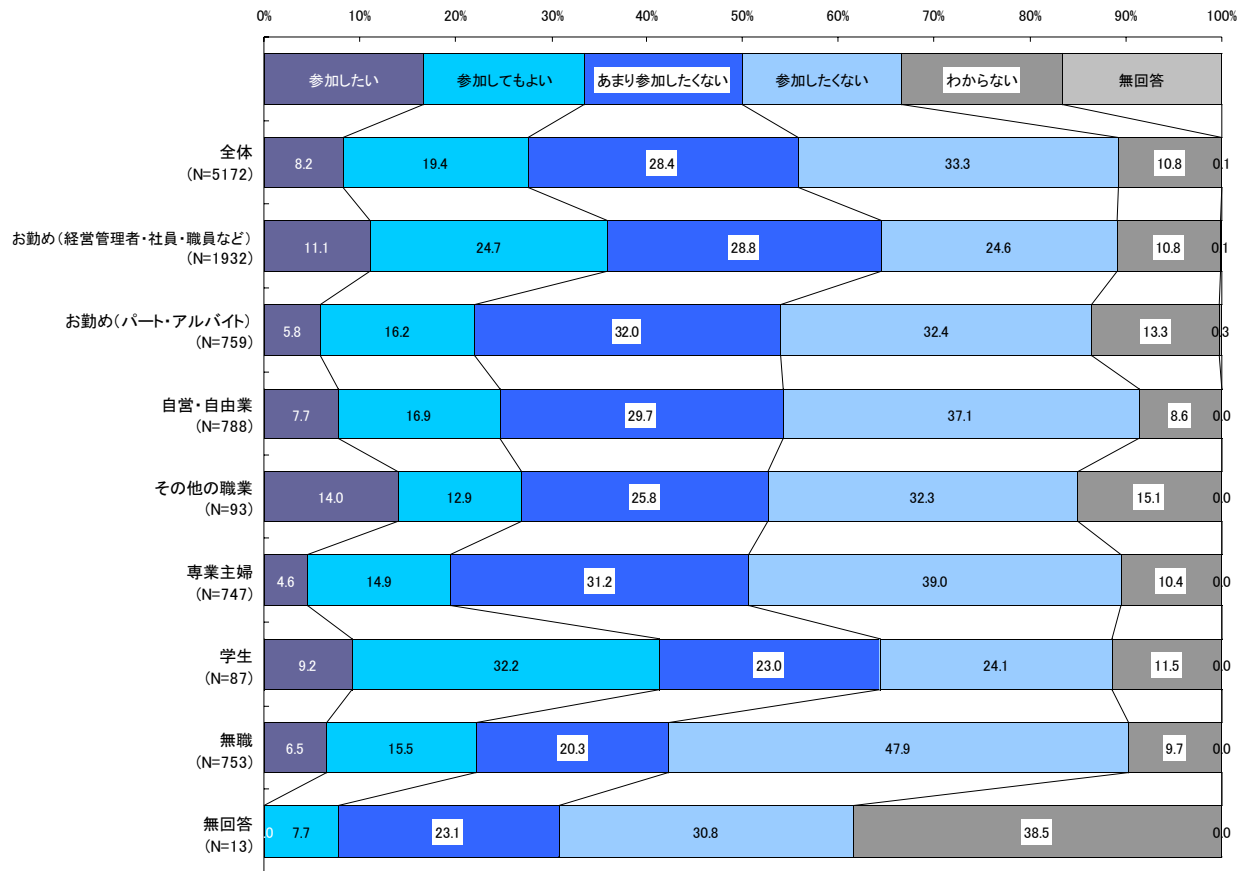
資料4-1 国民(サラリーマン)が裁判員として参加しやすくするために実施すべき環境整備(多岐選択の場合)(MA)

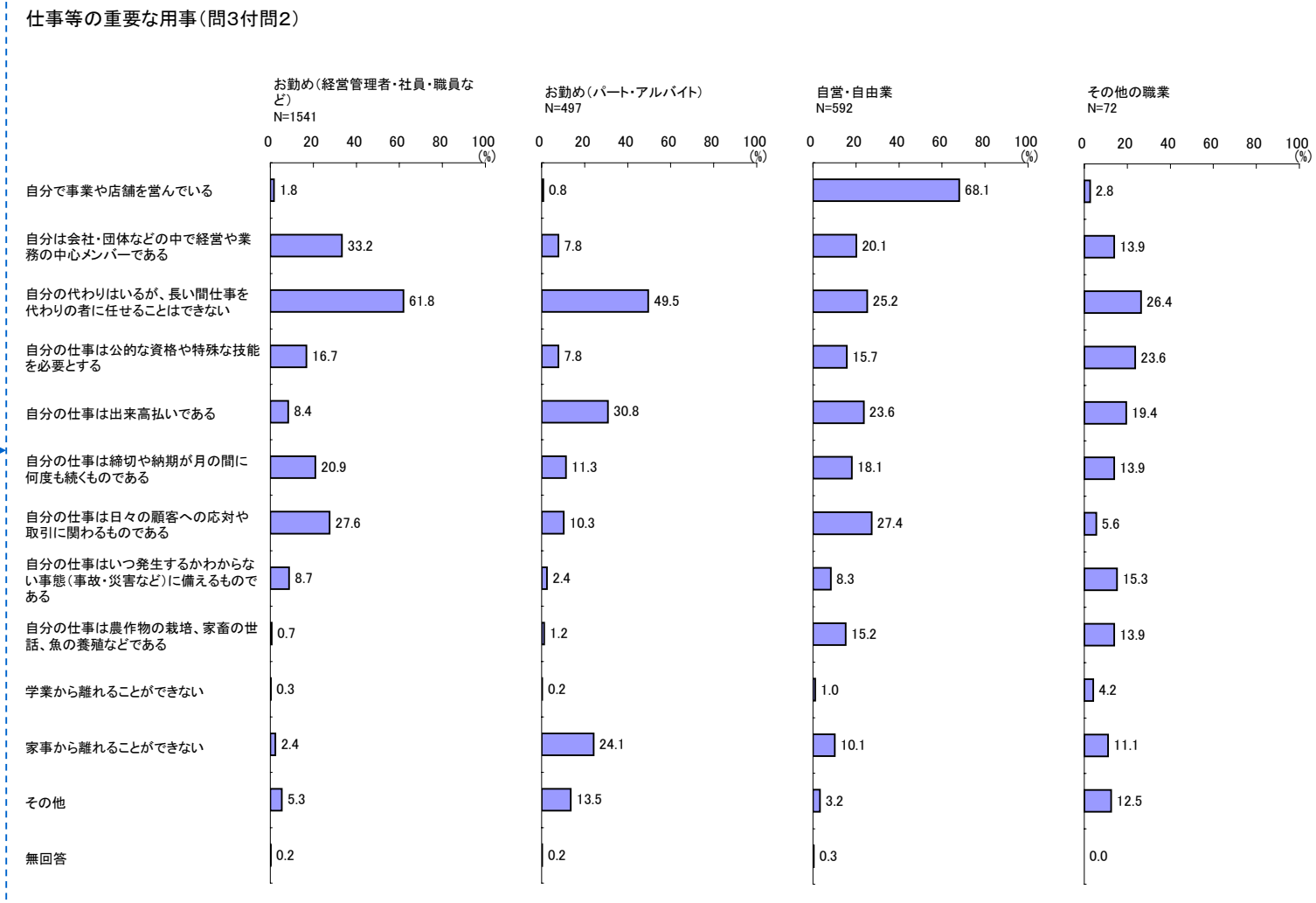
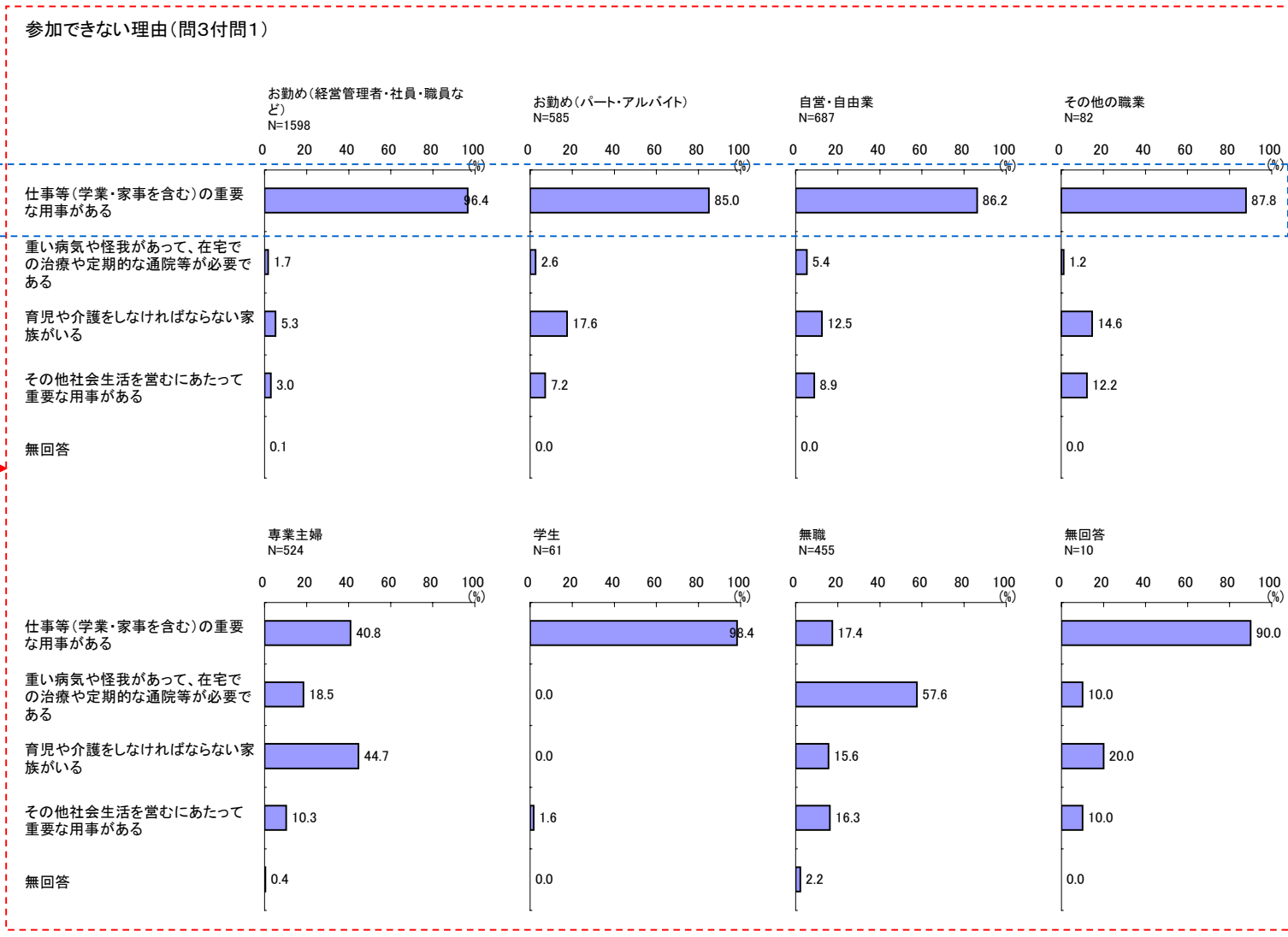
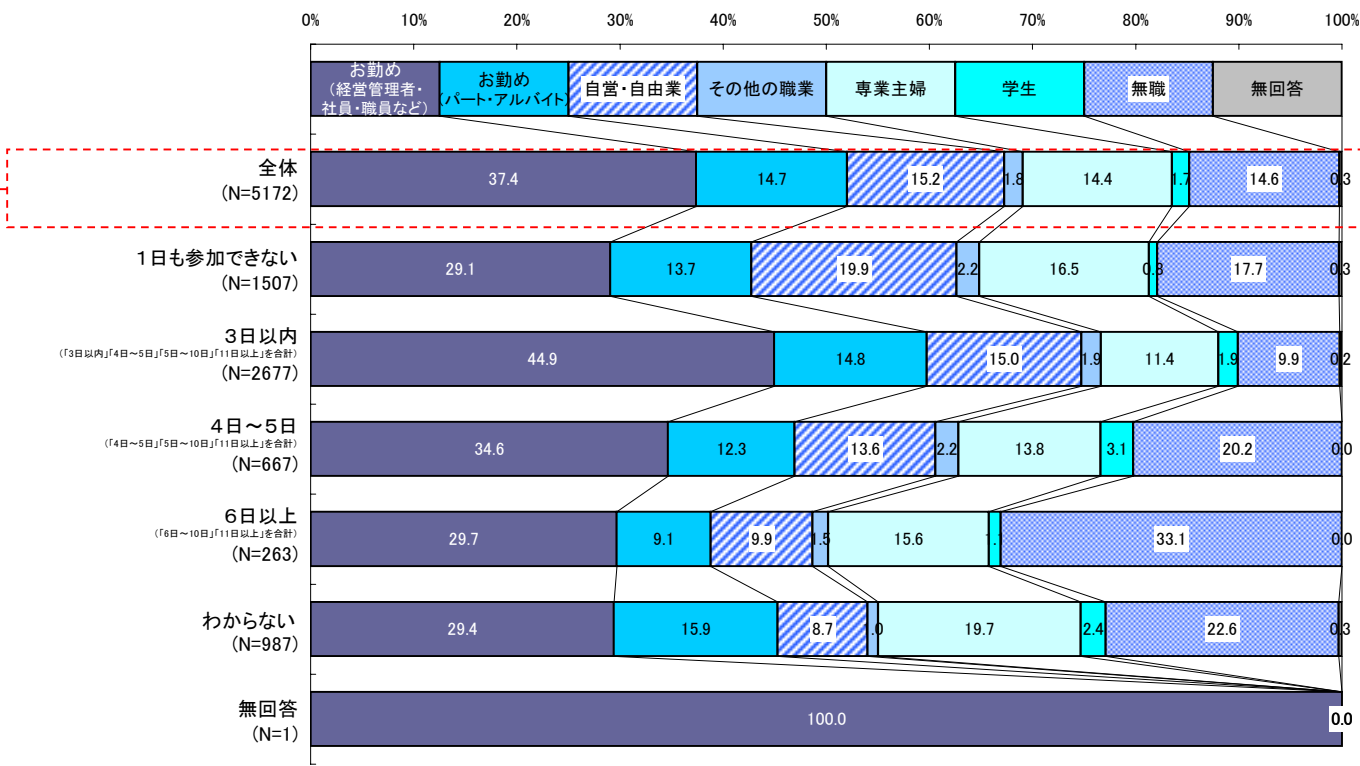


資料4-2 国民(介護者・養育者)が裁判員として参加しやすくするために実施すべき環境整備(多岐選択の場合)(MA)



資料5-1 裁判員としての参加意欲(職業別)(SA)





資料6 全体の傾向に比べてより顕著な特色の見られたグループと参加拡大策

現在の障害と潜在的可能性	グループとその特徴	参加拡大策の例	備考
現在の障害が高く潜在的可能性の低いグループ	○70歳以上の高齢者 －健康面の障害 －参加は困難 －週割りでも増えず －特定月困難多い －日程調整時期不明 －環境整備ニーズ希薄 －意欲低い	人口の中で、年齢別の区分では最も小さいグループであるが、参加を促すため、理解を求めていく	・回答者の年齢別構成では11.6%を占めるグループ ・辞退事由に該当者である*6
	○要介護者がいる者 －健康面の障害 －参加は困難 －週割りでも増えず －日程調整困難 －特定月困難多い －環境整備ニーズ希薄 －意欲低い	参加を促すため、本人や家族に理解を求め、介護などのニーズに応じていく	・回答者の家族構成別構成では11.7%を占めるグループ ・70歳以上の高齢者と近似的 ・辞退事由に該当するところがある*7
	○無職・専業主婦 －心理・健康面の障害 －週割りでも増えず －日程調整困難 －環境整備ニーズ希薄 (主婦は介護ニーズあり) －意欲低い	職業では「お勤め」に次ぐ4大社会層の2つであるため、参加を促すため、本人や家族に理解を求め、介護などのニーズに応じていく	・回答者の職業別構成では29.0%を占めるグループ ・無職は主として高齢者(女性)が多い ・辞退事由に該当する者も多い可能性がある
	○農林漁業等に従事する者 －参加は困難 －週割りでも増えず ＋日程調整は可能 －環境整備ニーズ希薄 －意欲低い	仕事の閑散期には参加可能性が高いため、各団体などを通じて、広報活動を進め、参加を促していく	・有職者である回答者の業種別構成では5.0%を占めるグループ ・高齢者や遠距離者も多い ・また、自営業者も多い
	○技能工・生産工程従事職 －障害多い －参加は困難 －週割りでも増えず －日程調整困難 ＋裁判の進め方ニーズ －意欲低い	業種としては最大規模の社会層であるため、生産ライン稼働の制約が多いものの、各団体などを通じて、広報活動を進め、参加を促していくとともに、中小企業向けの対策を実施していく	・有職者(「お勤め」)である回答者の職種別構成では13.9%を占めるグループ ・中小零細企業も多い
	○運輸業・運転職に従事する者 －参加は困難 －週割りでも増えず －日程調整困難 －特定月困難多い －環境整備ニーズ小	業種としては比較的就業人口が多いが、交代制・長時間の勤務や過当競争・低賃金などの市場・雇用状況を踏まえて、各団体などを通じて、広報活動を進め、参加を促していく	・有職者である回答者の業種別構成で5.3%、有職者(「お勤め」)の職種別構成では5.2%を占めるグループ
	○自営・自由業 －特に個人経営、販売店主は障害が多く、週割りでも参加が増えない －環境整備ニーズ希薄	お勤めに次ぐ人口規模を持つが、経営・店舗運営などの制約が大きいことを踏まえ、団体等とも連携し、参加拡大のニーズを掘り起こしていく	・回答者の職業別構成では15.2%を占めるグループ
	○移動に3時間超を要する者 －参加は困難 －週割りでも増えず －意欲低い	宿泊手段の提供などを通じて、参加を拡大していく	・回答者の所要時間別構成では3.7%を占めるグループ

次ページに続く

資料6 全体の傾向に比べてより顕著な特色の見られたグループと参加拡大策(続き)

現在の障害と潜在的可能性	グループとその特徴	参加拡大策の例	備考
現在の障害が高く潜在的可能性の高いグループ	○病院・診療所に従事する者 - 障害多い - 参加困難 + 日程調整は可能	交代制などの勤務があるが、余裕を持つての時間調整で参加を拡大することが可能であるため、団体等とも連携し、広報活動を進め、参加を促していく	・有職者である回答者の業種別構成では4.1%を占めるグループ
	○福祉(児童・老人・障害者・介護など)に従事する者 - 障害多い + 日程調整は可能	交代制などの勤務があるが、余裕を持つての時間調整で参加を拡大することが可能であるため、団体等とも連携し、広報活動を進め、参加を促していく	・有職者である回答者の業種別構成では4.6%を占めるグループ
現在の障害が低く潜在的可能性の低いグループ	なし	-	
現在の障害が低く潜在的可能性の高いグループ	○20代の者 - 障害は多様 + 日数多い + 週割りで増加 + 日程調整は可能 + 特定月困難少ない + 環境整備ニーズ大 + 意欲高い	年齢人口では最も少ないものの、中期的に今後の裁判員制度の担い手でもあるため、広報活動を進め参加を促すとともに、日程、金銭、心理など多様な障害に対応する施策を進めていく	・回答者の年齢別構成では12.3%を占めるグループ ・学生とも一部重複
	○30代～50代の者 + 障害は低い + 日程調整も可能 + 環境整備ニーズ大 + 意欲高い	生産人口の中心的な担い手で仕事・家庭と多忙であるが、裁判員制度の中心的な担い手として、広報活動を進め参加を促すとともに、日程調整、養育・介護、心理など多様な環境整備ニーズに応えていく	・回答者の年齢別構成では58.2%を占めるグループ ・お勤めと同質的
	○要養育者・要介護者がいない者 + 障害は低い + 日数多い	人口の6割以上を占める多数であるため、広報活動を進め参加を促していく	・回答者の家族構成別構成では63.8%を占めるグループ
	○要養育者がいる者 + 週割りで増加 + 日程調整が可能 + 環境整備ニーズ大 + 意欲高い	未就学・小学校低学年及び高学年がいる家庭であるが、要養育者に関わる環境整備を通じて、参加を促していく	・回答者の家族構成別構成では33.4%を占めるグループ ・辞退事由に該当する可能性がある(未就学・小学校低学年など) ^{*8}
	○お勤めの者 + 障害は低い + 日数多い + 特定月困難少ない + 環境整備ニーズ大 + 意欲高い	職業の中では最大の社会層であり、参加可能性・意欲ともに高いため、業種・職種の多様なニーズに応えつつ、広報活動を進め参加を促していく	・回答者の職業別構成では52.1%を占めるグループ
	○学生 + 日数多い + 環境整備ニーズ大 + 特定月困難少ない + 意欲高い	職業の中では相対的に年間を通じて参加が容易な層であり、意欲も高いことから、中長期的に今後の裁判員制度の担い手としての育成を進め、広報活動を進め参加を促していく	・回答者の職業別構成では1.7%を占めるグループ ・辞退事由に該当する可能性が高い ^{*9}
	○金融・証券・保険業、通信業に従事する者 + 障害は低い + 日数多い + 週割りで増加 + 特定月困難少ない + 意欲高い	業種の中では、参加が可能で意欲も高い社会層であるため、広報活動を進め参加を促していく	・有職者である回答者の業種別構成では4.6%を占めるグループ

次ページに続く

資料6 全体の傾向に比べてより顕著な特色の見られたグループと参加拡大策(続き)

現在の障害と潜在的可能性	グループとその特徴	参加拡大策の例	備考
現在の障害が低く潜在的可能性の高いグループ(続き)	○学校・公務に従事する者 +障害は低い +日数多い +週割りで増加 +日程調整も可能 +特定月困難少ない +意欲高い	業種の中では、最も参加が可能で意欲も高い社会層であるため、団体等とも連携し、広報活動を進め参加を促していく	・有職者である回答者の業種別構成では8.1%を占めるグループ
	○お勤めで役員・部課長の職にある者 +障害は低い +日数多い(役員) +週割りで増加 +日程調整も可能 +特定月困難少ない +意欲高い	職種の中では、意思決定など責任ある仕事に就いているが、参加が可能で意欲も高い社会層であるため、広報活動を進め参加を促していく	・有職者(「お勤め」)である回答者の職種別構成では13.8%を占めるグループ
	○技術職・専門職にある者 +障害は低い(技術職) +日数多い +週割りで増加 +日程調整も可能 +特定月困難少ない +環境整備ニーズ大 +意欲高い	職種の中では、裁量労働なども拡大し、参加が可能で意欲も高い社会層であるため、団体等とも連携し、広報活動を進め参加を促していくとともに、サラリーマン向けの環境整備を進めていく	・有職者(「お勤め」)である回答者の職種別構成では20.8%を占めるグループ
	○保安職にある者 +日数多い +週割りで増加 +環境整備ニーズ大 +意欲高い	職種の中では、深夜勤務などもあるものの、比較的参加が可能で意欲も高い社会層であるため、団体等とも連携し、広報活動を進め参加を促していくとともに、サラリーマン向けの環境整備を進めていく	・有職者(「お勤め」)である回答者の職種別構成では1.2%を占めるグループ
	○大企業にお勤めの者 -障害はある +日数多い +週割りで増加 +特定月困難少ない +日程調整も可能 +意欲高い	企業規模の中では、比較的参加が可能で意欲も高い社会層であるため、団体等とも連携し、広報活動を進め参加を促していくとともに、サラリーマン向けの環境整備を進めていく	・有職者(「お勤め」)である回答者の勤め先の従業員数別構成ではおおそ過半を占めるグループ

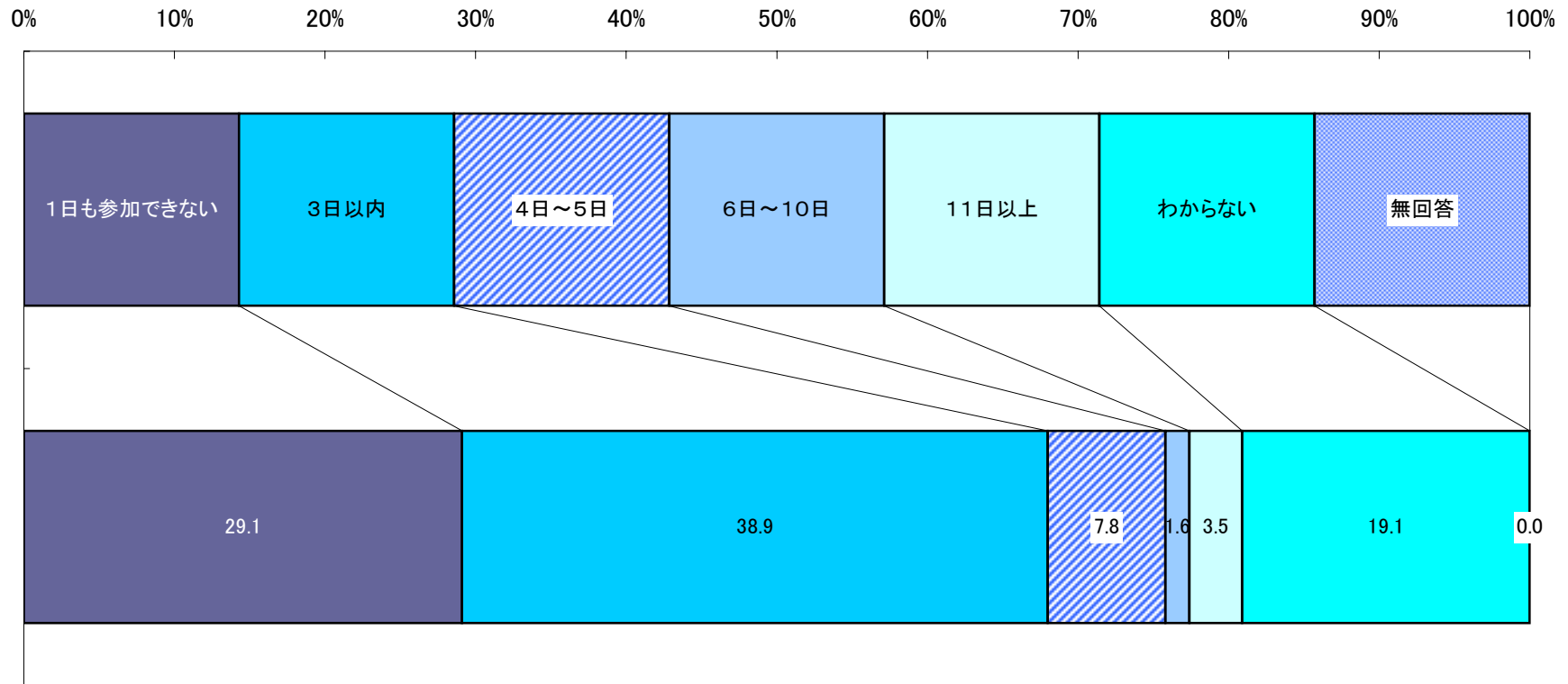
注：表の見方

- ・グループとその特徴は、各グループについて、アンケートの各質問項目の回答結果のうち、全体平均を上回るまたはグループに属する者の過半を占めるなどの結果が得られたものを簡潔に記している。
- ・図の中の+及び-は、当該項目が、現在の障害である場合には、より大きい場合(-)またはより小さい場合(+), 潜在的可能性である場合には、より大きい場合(+)またはより小さい場合(-)に、その特徴が一瞥して識別できるように示している。
- ・意欲低い(高い)とは、裁判への参加意欲(調査票の問1)の結果を示す。
- ・障害多い(多様)とは、参加にあたっての障害事由(問2)において全体平均を上回るまたはグループに属する者の過半を占めるなどの結果が得られたものの数が多いことを示している。同様に、健康面の障害、心理面の障害などは、それぞれ、自分の健康不安や家族の健康不安を障害事由としていること、心理的に不安であることを障害事由としていることを示す。
- ・参加は困難(日数多い)とは、連続開廷の場合の参加可能性と理由(問3)において、1日も参加できないが多い場合(参加日数が多い場合)を示す。
- ・週割りで増えず(増加)とは、休廷日をはさんだ裁判の開催(週割り)の場合の参加可能性(同じく問4から問6)で、連続開廷の場合に比べ参加日数が増加しないこと(増加すること)を示す。
- ・特定月困難多い(困難少ない)とは、特定月の繁忙とその理由(問7, 問8)において、参加が困難であることが予め決まっている月の数が多い(少ないあるいは

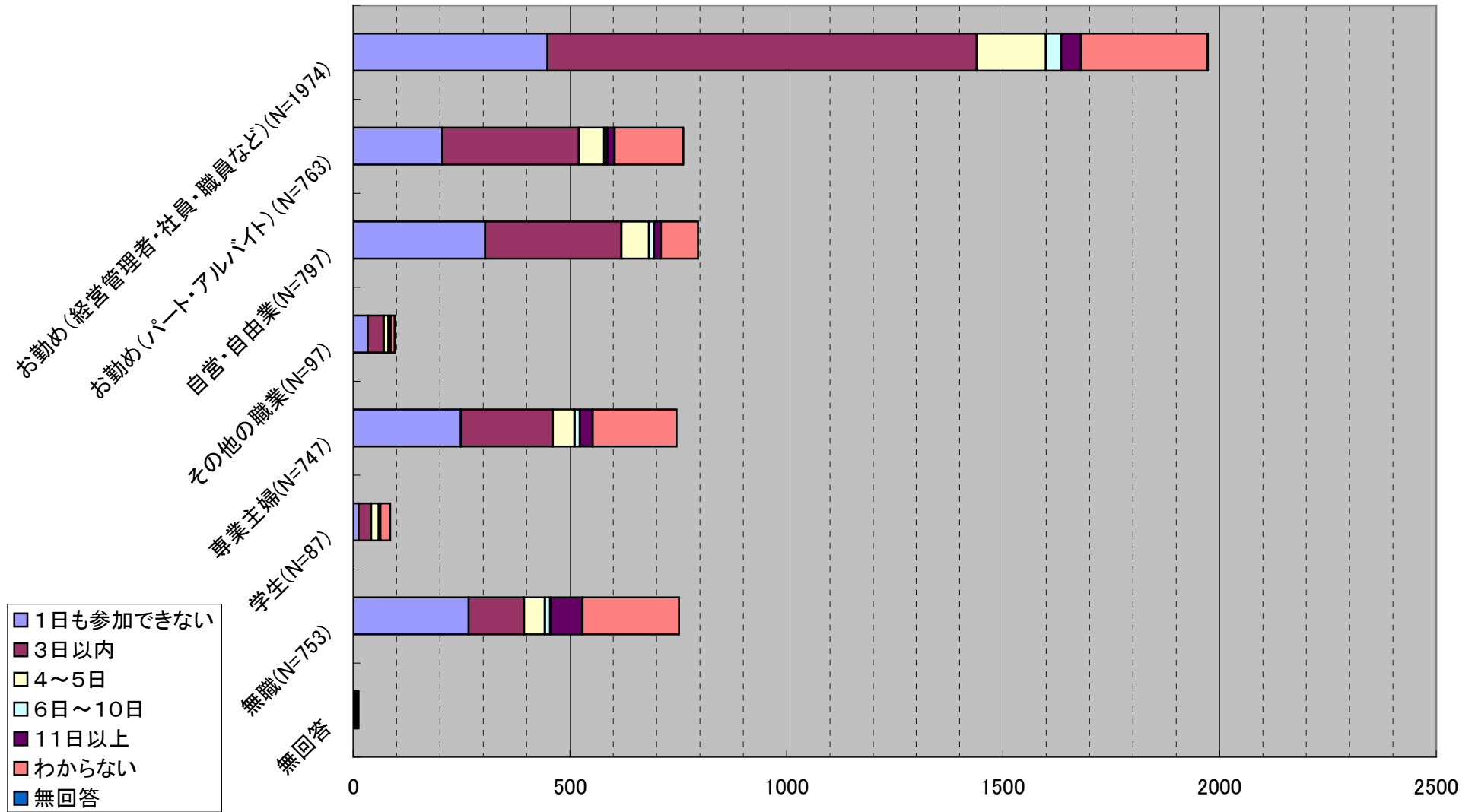
は参加容易な月がある)ことを示す。

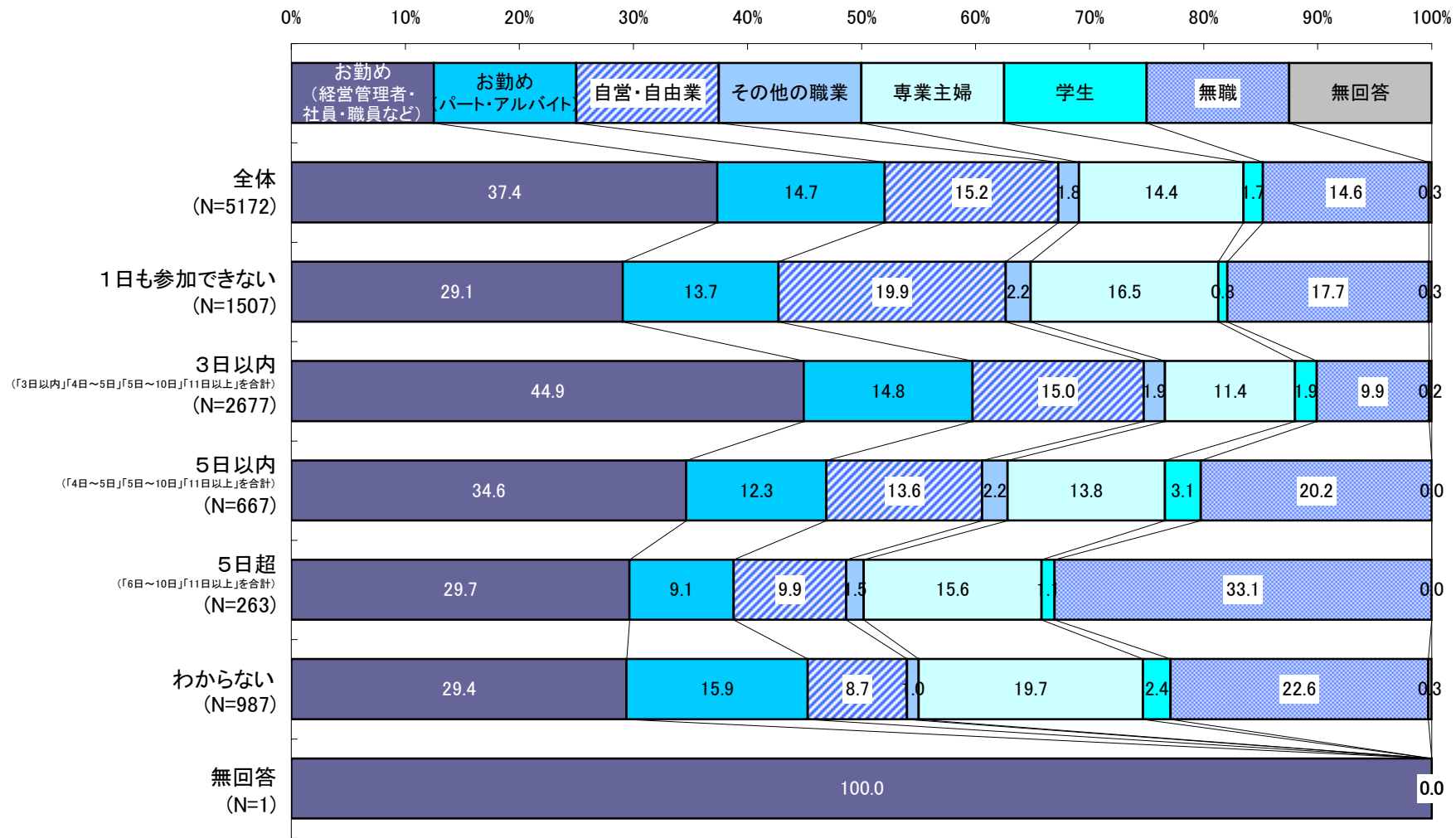
- 日程調整困難(日程調整は可能)とは、5日間または10日間の予定を入れる場合の日程調整時期(問9,問10)において、1ヶ月以上前の日程調整が困難であること(可能であること)を示す。なお、日程調整時期不明とは、同様に日程調整時期がわからないとの回答が多いことを示す。
- 環境整備ニーズ希薄(小,大)等とは、環境整備で尋ねた各ニーズ(問11から問13)において、回答が少ない(多い)ことを示す。

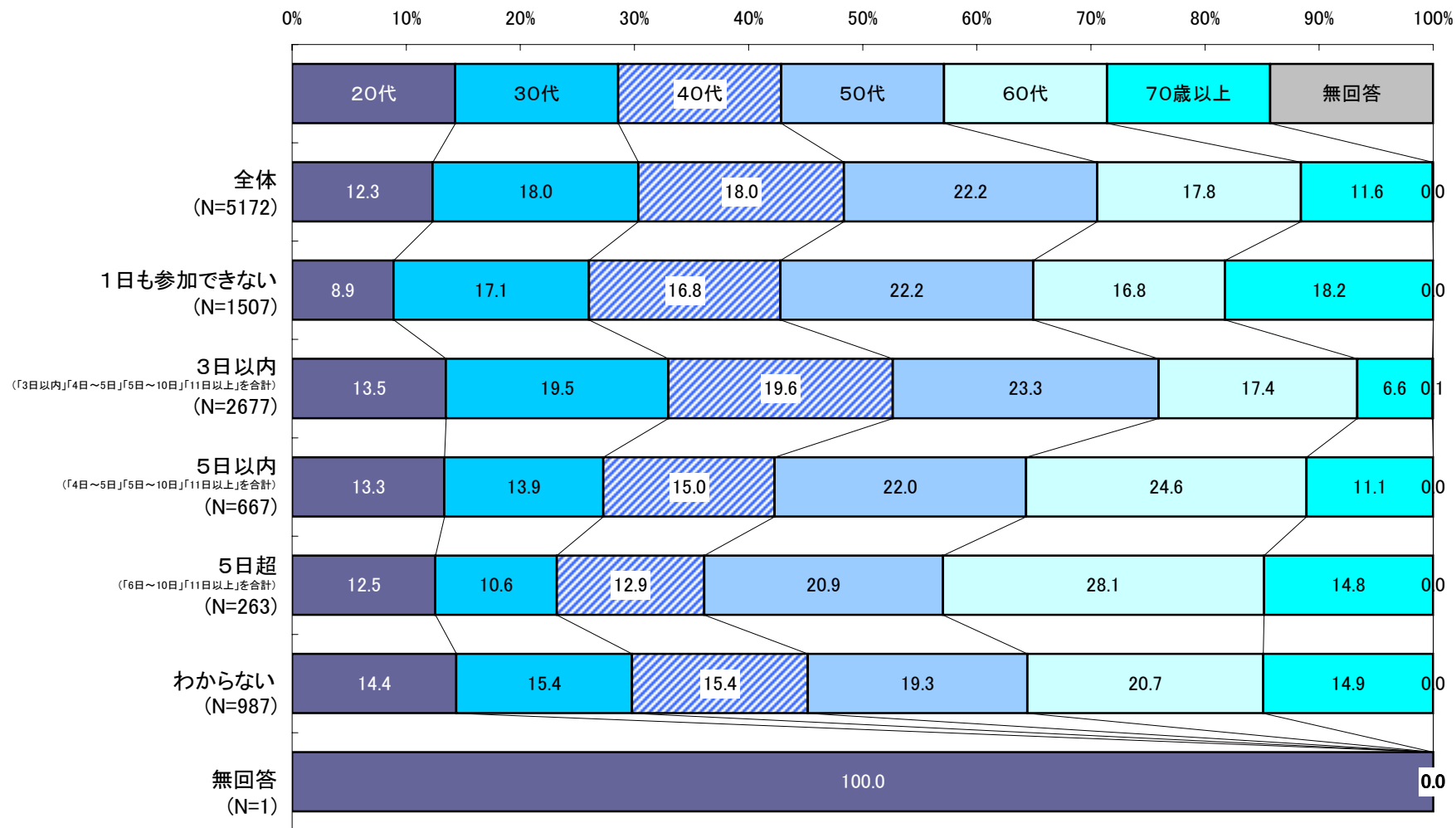
連続して裁判に参加できる日数(SA)

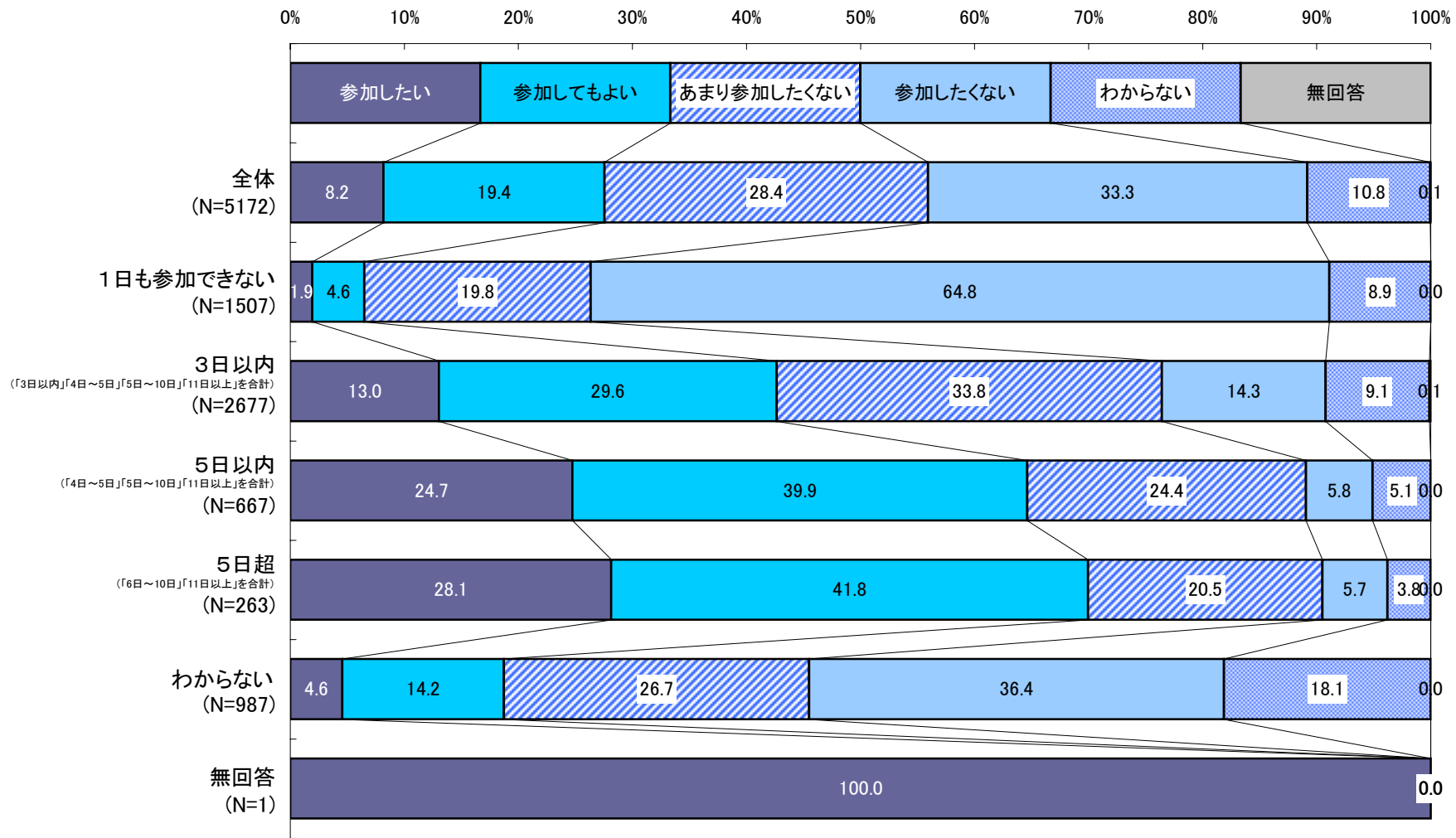


資料8-1 職業別裁判へ参加できる最大連続日数

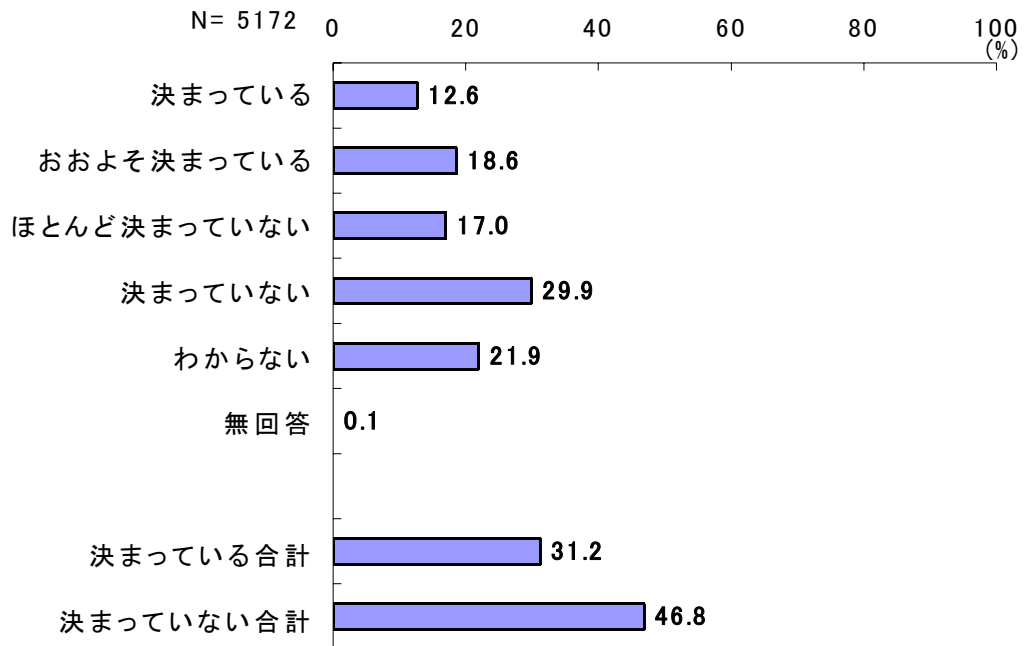




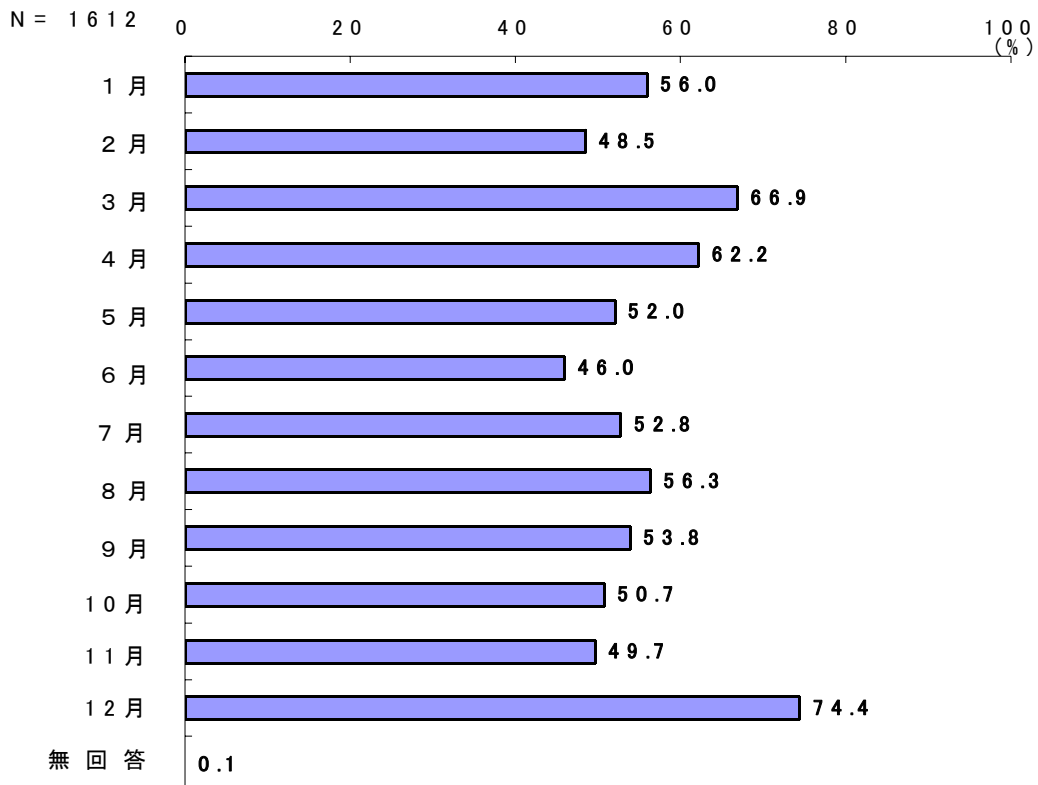




資料10-1 参加できない特定の月の有無(SA)



資料10-2 参加できない特定の月(MA)



資料11-1 1年の予定と国民の裁判員としての参加(業種別)

業種	月の繁閑(●:参加困難, ○:参加容易)											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
農林漁業・ 鉱業	○	○	○	●	●	●	●	●	●	●	●	○
建設業	●	●	●	●	○	○	○	○		●	●	●
製造業	● ○	○	●	●	○	○	○	● ○	●		●	●
卸売・代理 商・仲立業	● ○	○	●	●		○	○	● ○	● ○		●	●
小売業	○	○	●			○		●		○		●
飲食・宿泊業	●	○	●	●	●	○	●	●	● ○	○	●	●
金融・証券・ 保険業	○	○	●	●			○	○	●			●
不動産業	●	● ○	●	●			○	○		○	○	●
運輸業	● ○	○	●		●	○	●	● ○	● ○	○	○	●
通信業		○	●	●	○	○	○	○		○	○	●
電力・ガス・ 水道	●	●	●	○	○	○	○	○	●		●	●
マスコミ	○		●	●				○	●	●	●	●
病院・診療所	●	● ○	●	●	●	●	●	● ○	● ○	○	○	○
福祉	●	● ○	●	●	●	○	● ○	● ○	●	●		●
学校(公立)			●	●			●	○	●			●
学校(私立)	●	●	●	●	●			○		●	●	●
公務	○		●	●			○	○				●
その他の サービス業	● ○	○	●	●	●		●	●	●			●
その他の 業種	●	●	●	●	●	●	● ○	● ○	●	●	●	●

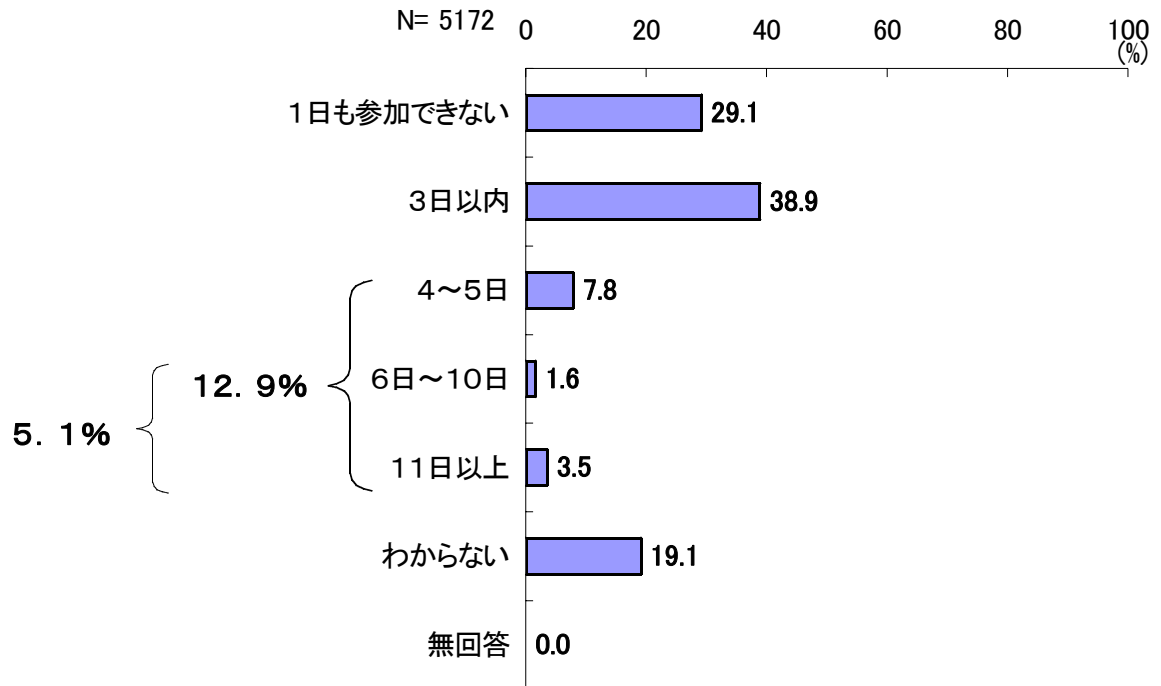
注:月毎に, 2人に1人以上が参加できない場合に●, 3人に1人以上が参加できる場合に○をそれぞれ記す。

資料11-2 1年の予定と国民の裁判員としての参加(職業別)

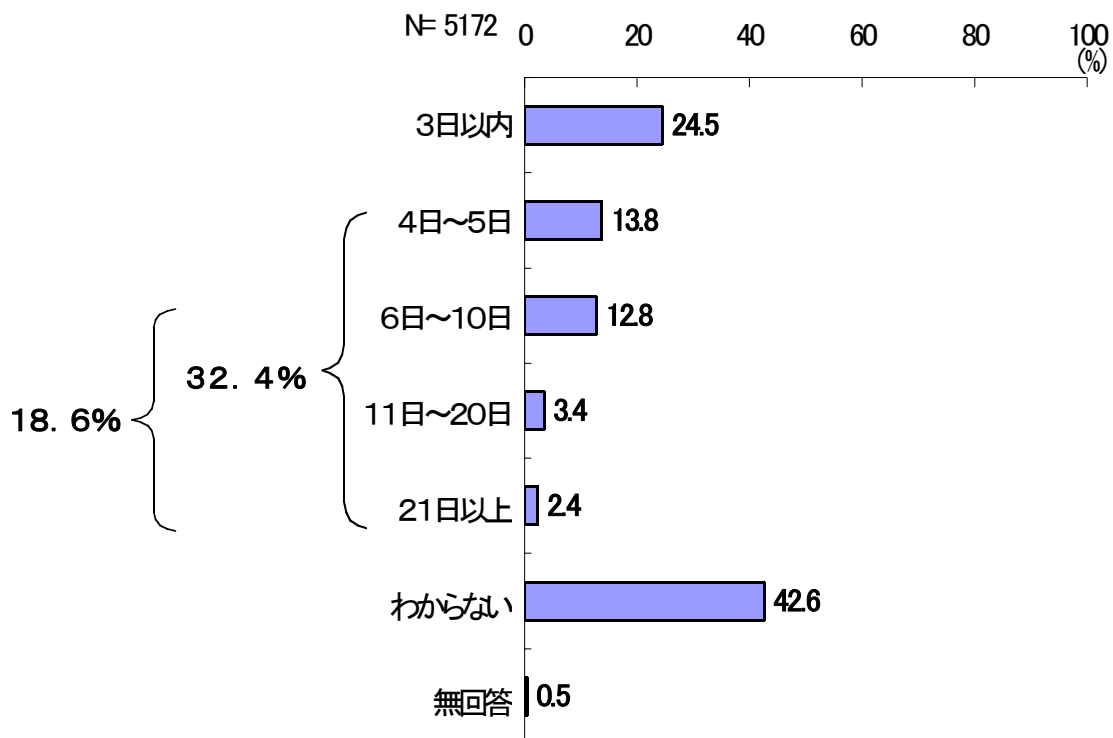
職業	月の繁閑(●:参加困難, ○:参加容易)											
	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月
お勤め(経営管理者・社員・職員など)	●	○	●	●				○				●
お勤め(パート等)	● ○	○	●	●	●		●	● ○	●	●	●	●
自営・自由業	● ○	○	● ○	●	●	●	●	●	●	●	●	●
その他の職業	● ○	● ○	●	●	● ○	○	● ○	● ○	●	●	●	●
専業主婦	●	● ○	●	●	● ○	● ○	●	●	● ○	● ○	● ○	●
学生	●	●	○				●	○	○			
無職	● ○	● ○	● ○	● ○	● ○	● ○	● ○	● ○	● ○	● ○	● ○	● ○

注:月毎に、2人に1人以上が参加できない場合に●, 3人に1人以上が参加できる場合に○をそれぞれ記す。

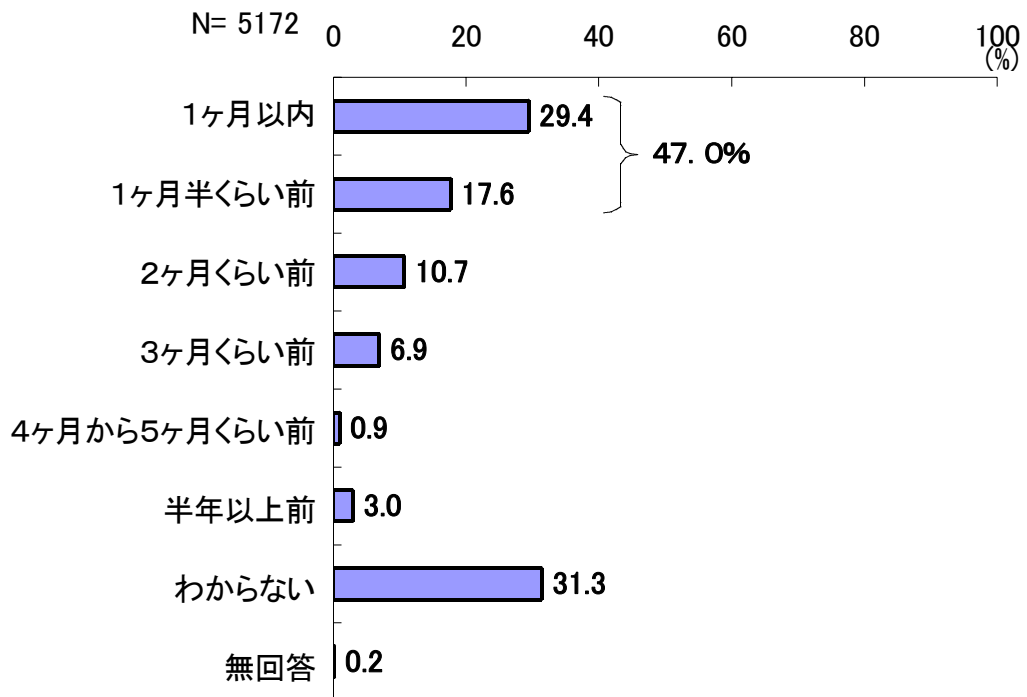
資料12-1 連続して裁判に参加できる日数(SA)



資料12-2 休廷日をはさむ場合に裁判に参加できる日数(SA)



資料13-1 日程調整(5日の予定の場合)と国民の裁判員としての参加(SA)



資料13-2 日程調整(10日の予定の場合)と国民の裁判員としての参加(SA)

